第74回福島県春季ハンドボール選手権大会 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン

令和5年4月5日

1 はじめに

本大会は、コロナ禍の中、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策ガイドライン(以下「本ガイドライン」という。)に沿って実施します。

本ガイドラインを遵守して、大会に参加・行動するとともに、大会運営に協力をお願いします。なお、本ガイドラインは、(公財)日本スポーツ協会が作成した「スポーツイベントの再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」、(公財)日本ハンドボール協会及び(公財)全国高体連ハンドボール専門部が作成した全国大会開催のガイドライン及び関係団体ガイドライン等に基づき、現段階で得られている知見等によって作成しています。今後、感染の状況によっては、見直すことがありますのでご留意ください。

本大会は、応援者、観戦者の人数制限を行いません。なお、感染状況により無観客や応援者の制限など対応を変更する場合は、チーム・県協会HPを通じて連絡します。大会会場に入場する大会関係者・選手・チーム役員は、「大会関係者施設使用者名簿」を提出してください。

2 大会開催時の感染防止策について

1) 全般的な事項

- ① 基本的な対策(3密の回避、距離の確保、手指衛生、換気)を行い感染が拡大しない 対策に協力してください。
- ② 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意しながら、参加当日は参加者の体調を書面により確認し、提出された書面については、開催地市町村に提出します。

全チーム提出(競技日毎): 大会関係者施設利用者名簿配付用. xlsx

- ③ 大会後に参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合は、 当該関係者に適切な情報提供を行います。
- ④ マスクの着用については、求めないことを基本とします。マスクの着脱を強いること はありません。マスクの着用の有無による差別・偏見等がないようにしてください。

2) 大会参加時の申合せ事項

- ① 大会参加チームは、所属長の参加許可並びに参加選手の参加承諾を書面にて確認し、 大会に参加すること
- ② 選手が以下の事項に該当する場合は、チーム責任者が責任を持ってその選手の参加を見合わせること(大会当日に書面(競技日毎の名簿提出)で確認を行う)
 - ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
- ③ 大会前に 37.5 度以上の発熱がある。もしくは、咳、喉の痛み、倦怠感、味覚嗅覚異常や風邪などの症状があった場合、次のA.および B.の両方の条件を満たしている場合のみ大会への参加を可能とします。

- A. 感染を疑う症状の発症後に8日以上経過している(発症日を第0日として第8日目以降である)。または、PCR検査・抗原検査で陰性が確認された場合。
- B.解熱剤等の薬剤を服用していない状態で3日間症状が全くない(解熱・症状消失日を 第0日として第3日目以降である)。または、PCR検査・抗原検査で陰性が確認された 場合。
- ④ チーム内に COVID-19 患者が確認された時には所轄の保健所等の指示確認を必ず受けてください。また、その際には大会に参加する前にチーム内に濃厚接触者とされる者がいるかどうかを必ず確認してください。チーム内に患者が発生しても保健所等の確認の結果、濃厚接触者ではないと判断された場合にはその者は参加可能です。
- ⑤ 原則として大会7日前以降に COVID-19 と診断された(陽性)、もしくは COVID-19 患者の濃厚接触者となった者は大会に参加できません。ただし、陽性確認後に解熱・症状消失日を第0日として第3日目以降の場合は参加することが可能であるが、大会本部に必ず確認すること。濃厚接触者についても同様に大会本部に確認すること。
- ⑥ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑦ チーム役員・選手、観戦をするために大会会場に入場した者が、大会終了後3日以内 に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに濃厚接触の 有無等について報告すること。

3) 選手又はチーム役員等・顧問(関係指導者)の感染が判明した場合の対応

① 大会前

ア 本ガイドライン 2) ②~⑤を適用する。

イ 出場チームにクラスターが発生し、安全性の確認が間に合わない場合には、出場辞 退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。

- ウ 大会要項で定める日時までの選手・役員の変更を認める。
- ② 大会期間中(出場辞退に関して)

大会に参加する全ての者(選手・役員等会場内に入る者)は、必ず当日の朝検温を行う。37.5度以上ある場合や体調不良者について以下のように取り扱うこととする。

- ア体調不良者に該当する選手・チーム役員が生じた場合には、本ガイドライン 2)②~ ⑤を参照しその選手・役員は大会に参加できない。3)①イに該当する場合は、その感 染拡大状況を判断し出場辞退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。
- ※「体調不良者」とは、以下の目安に該当する者をいう(厚生労働省発表)
 - 1. 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
 - 2. 重症化しやすい方(高齢者や基礎疾患がある人)で、発熱やせきなどの比較的軽い 風邪症状がある場合
 - 3. 比較的軽い風邪が続く
- イ 出場チーム(対戦相手チームの場合も含む)に濃厚接触者や感染疑いが生じた場合に は、出場辞退を勧告し、参加資格を取り消すことができる。

ウ 対戦チームに陽性者の疑いや陽性者が出た場合や対戦済みの相手(敗退したチーム) に感染疑いが発覚した場合、次戦がある当該チームに対して棄権を指示(勧告)でき る。

エ 試合の成立・不成立

陽性者、濃厚接触者、体調不良者の判明により辞退しなければならなくなった場合、 原則として試合は対戦チームを不戦勝(10-0)とする。

オ 政府による緊急事態宣言が再発令された場合や開催地自治体で感染症が拡大した場合など、大会中止に至る状況に該当した場合、大会中でも急遽中止せざるを得ない場合がある。

③ 大会後

ア 感染者の所属する学校・就業先や行政機関の指示に従うこと

- イ 本大会主催者(大会委員長)は、速やかに報告書を作成し、各県事務局・各チーム 責任者に伝えるとともに、各チーム責任者から関係選手へ連絡する。
- ④ チーム内に感染者が出た場合はそれ以上に集団感染(クラスター5人以上)・感染拡大を起こさないことや誹謗中傷を絶対生み出してはならない。ハンドボール関係者全員で守ることや共通認識を持つことを心がける。

4) 審判員、運営スタッフなどの行動管理

- ① 1)~3)までを適用し感染拡大防止につとめる。
- 5) コロナ感染症に関する事項はすべて次の役員で協議し、決定する。

大会会長、大会委員長、競技委員長、総務委員長、及び当該責任者と大会会長が必要と認める者